人事異動

内閣

（さいたま家庭裁判所判事兼さいたま地方裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　齋藤　紀子

願に依り本官並びに兼官を免ずる（二月二十八日）

内閣府

安藤　明夫　神田　秀幸　坂田　辰久
白川　教人　滝本　修司　辻本　士郎
中原　由美　萩原　知美　稗田　里香
樋口　進　日野　光太　堀井　茂男
堀江　義則　堀川　智鶴　松下　年子
松本　和頼　松本　純一　渡邉祐美子

アルコール健康障害対策関係者会議委員に任ずる（各通）（二月二十八日）

宮内庁

侍従次長　髙橋美佐男

侍従長河相周夫海外出張不在中侍従長事務代理を命ずる

（式部副長）式部官　奥山　爾朗

式部官長秋元義孝海外出張不在中式部官長事務代理を命ずる

（審議官）内閣府事務官　野村　善史

長官官房総務課長野村護海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる

侍従　下　均

侍従職事務主管牛嶋正人海外出張不在中侍従職事務主管事務代理を命ずる（以上二月二十八日）

法務省

検事　羽柴　愛砂

平成二十九年司法試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十九年十一月三十日までとする

平成二十九年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十九年十一月三十日までとする

川嶋　隆憲　工藤　敏隆　小磯　孝二
左部　明宏　杉本　純子　髙橋　陽一
出縄　正人　永野　剛志　中原　太郎
二瓶　茂　野村　豊弘　**松津**　浩司
町田　健一　森本　滋　井戸　俊一
判事兼簡易裁判所判事　島崎　邦彦

同

平成二十九年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は平成二十九年十一月三十日までとする（各通）

検事　吉野　太人

平成二十九年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は平成二十九年十一月三十日までとする（以上二月二十七日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　米山　正明
葛城簡易裁判所判事に補する　平野　和行
尼崎簡易裁判所判事に補する
宇治簡易裁判所判事に補する
葛城簡易裁判所判事に補する　中田　恒治
大阪簡易裁判所判事に補する（以上二月十八日）
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　餘多分宏聡
最高裁判所事務総局民事局第一課長を免ずる
最高裁判所事務総局民事局第三課長の兼務を免ずる
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる
東京高等裁判所判事に補する　竹田　隆
京都簡易裁判所判事
神戸簡易裁判所判事に補する　上垣　猛

同

京都簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上二月二十日）

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　大西　忠重
大阪地方裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事に補する
大阪地方裁判所岸和田支部勤務を命ずる
大阪地方裁判所岸和田支部長を命ずる
兼ねて大阪家庭裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所岸和田支部勤務を命ずる
大阪家庭裁判所岸和田支部長を命ずる
岸和田簡易裁判所判事に補する
岸和田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（二月二十一日）

○定年退官

簡易裁判所判事西村博一は二月十七日限り定年退官

簡易裁判所判事中路義彦は二月十九日限り定年退官

簡易裁判所判事高野義弘は二月二十日限り定年退官

官庁事項

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第四十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

平成二十九年二月十五日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　橋本　明彦

1　定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「規制海域」　熊本県天草市魚貫崎と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十七条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。

(2)　「とらふぐはえ縄漁業」　動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業。

2　操業の承認

規制海域において、平成二十九年五月一日から平成三十年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3　承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八隻
福岡県	八十六隻
佐賀県	二十二隻
長崎県	九十五隻
熊本県	一隻
広島県	九隻

4　承認証の交付及び備付け義務

(1)　委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2)　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5　承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。